

## 第 1 審議会の結論

公立大学法人名古屋市立大学（以下「実施機関」という。）の行った非消去決定は妥当でないので、本件異議申立ての対象となる保有個人情報、消去すべきである。

## 第 2 異議申立てに至る経過

1 平成23年 1月21日、異議申立人は、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、異議申立人が同月14日に取得したカルテに記載の面談内容に関する個人情報（以下「本件対象情報」という。）の消去請求（以下「本件消去請求」という。）を行った。

2 同年 2月18日、実施機関は、本件消去請求に対して、以下の理由により、非消去決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

条例第 7条の規定に違反して、本件記載内容を保有しているとは認められない。

### (1) 個人情報を取り扱う事務の目的が明確であること

実施機関は、条例第 6条に基づき、診療録事務について個人情報を取り扱う事務として名古屋市長に届け出ることにより、外来診療の記録を目的として保有個人情報を取り扱う事務を処理している。

### (2) 事務の目的を達成するために必要な範囲内で保有すること

外来カルテの保有は、外来診療の記録を目的としている。カルテに患者との面談で知り得た医療に関する相談内容を診療の記録として残すことは、患者との対応の経過を診療情報として記録に残し、医師を始めとした他の医療従事者との連絡調整を図るために必要なことであり、当該目的を達成するための一つの手段である。

また、本件対象情報は、医師が作成する患者の診療情報提供書に対する対応についての記載であり、医療に関する相談内容に含まれる。

よって、本件対象情報の保有は、当該目的を達成するために必要な範囲内であるといえる。

- 3 同年 3月26日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

### 第 3 異議申立人の主張

#### 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、反論意見書及び口頭による意見陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 今回、希望もしていないのに、勝手に診療情報提供書を出され、医療ソーシャルワーカーとの話の行き違いでこのようなことになって、半年以上も苦しめられている。あまり、病人や〇〇を馬鹿にしないでほしい。正しい判決を求める。真実は一つである。
- (2) 外来診療記録を目的として、無理矢理に真実でないことを記載している。条例第 6条に定められた個人情報取扱事務の届出事項である記録項目であるが、私の医療に関係のない個人情報の記録項目も疑問に思う。カルテの必要条件でないことも多く、本人の同意は得ていない。規定に反した事実でないことを記載している。
- (3) 本人から取得していないため、条例第 8条第 2項に違反しており、公正ではない。
- (4) カルテはあくまでも治療目的で、本人の同意もなく他人に開示してはいけない。実施機関は、事実でないことばかりで、公平とは言えない。
- (5) 医者が診断しながらカルテを書くことは理解するが、本件対象情報については、医師にも相談していないことを、医療ソーシャルワーカーの独断で書いたものである。

### 第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 実施機関は、条例第 6条の規定に基づき、診療録事務について個人情報を取り扱う事務として名古屋市長に届け出ることにより、外来診療の記録を目的として保有個人情報を取り扱う事務を処理しており、個人情報を扱う事務

の目的が明確である。

外来カルテの保有は、外来診療の記録を目的としている。カルテに患者との面談で知り得た医療に関する相談内容を診療の記録として残すことは、患者との対応の経過を診療情報として記録に残し、医師を始めとした他の医療従事者との連絡調整を図るために必要なことであり、当該目的を達成するための一つの手段である。すなわち、医療は、単に医師のみが患者に提供するものではなく、医療に従事する多種多様な医療スタッフが、各々の高い専門性を前提に、目的と情報を共有し、業務を分担しつつも互いに連携補完し合い、患者の状況に的確に対応して提供するものである。

また、本件対象情報は、医師が作成する患者の診療情報提供書に対する対応についての記載であり、医療に関する相談内容に含まれる。

よって、本件対象情報の保有は、条例第 7 条に規定する、当該目的を達成するために必要な範囲内であるといえる。

なお、本件対象情報の取得及び保有は、職務上行ったことであり、条例と照らし合わせても、本人の同意を必要とするものではない。

2 本件対象情報は、異議申立人と実施機関の職員との間の面談内容を記載したものである。この記載内容は、異議申立人とのやり取りについて、客観的に事実を記載し、併せて実施機関の判断を記載したものであるが、当該やり取りの内容は、正に、異議申立人本人から取得したものであるから、本件対象情報の取得は、条例第 8 条第 2 項の規定に違反するものではない。

3 異議申立人は、本人の同意もなく、他人に個人情報を開示していると述べているが、カルテは、原則として、名古屋市立大学医学部附属病院長（以下「病院長」という。）の承認した職員しか閲覧できず、職員以外の者が閲覧するものではない。

## 第 5 審議会の判断

### 1 争点

本件対象情報の保有が、条例第 7 条に違反するか否かが争点となっている。

### 2 条例の趣旨

条例の目的は、第 1 条に規定しているように市民の基本的人権の保護及び市政の適正かつ円滑な運営の確保に寄与しようとするものである。そして、このような目的を達成するために、条例第 41 条第 1 項は、実施機関から開示を受けた保有個人情報、事務の目的を達成するために必要な範囲を超えて

保有されているとき、適法に取得されたものでないとき、条例第11条の規定に違反して事務の目的以外の目的で利用又は提供されているときに、本人がその消去並びに利用の停止及び提供の停止を請求することができる権利を保障したものである。

### 3 本件消去請求に至る経緯について

当審議会の調査によると、本件消去請求に至る経緯について、次の事実が認められる。

(1) 平成23年 1月14日、異議申立人は、病院長に対し、名古屋市立大学病院診療情報提供要綱（平成13年 7月 1日病院長決裁）第 6第 2項に基づき、本件対象情報の提供の申込みを行った。

(2) 同日、病院長は、本件対象情報を異議申立人に提供した。

### 4 本件消去請求について

当審議会は、本件対象情報の保有に関し、診療録事務に必要な範囲内か否かについて、次のように判断する。

(1) 医療ソーシャルワーカーが電子カルテの記載権限を有することについて  
ア 名古屋市立大学医学部附属病院（以下「名古屋市立大学病院」という。）の医療ソーシャルワーカーは、社会福祉士の資格を有しており、社会福祉士は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第2条の規定により、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことを業とする者とされている。

イ 実施機関が、名古屋市立大学病院管理部医事課職員（以下「医事課職員」という。）である医療ソーシャルワーカーに、社会福祉士の資格を要件としているのは、医師その他の保健医療サービスを提供する者と連絡調整を行い、相談援助を行う福祉専門職として、療養中の患者の心理的・社会的問題の解決や調整援助、退院援助、社会復帰援助、受診・受療援助、経済的問題の解決等の業務を担当することにより、医療行為に付随、関連する福祉的なサービスを提供することによって、より質の高い医療の提供に資することを目的としていると考えられる。

ウ したがって、医療ソーシャルワーカーは、医療行為を行うことができる者ではないとしても、名古屋市立大学病院情報システム（以下「病院情報システム」という。）上、各診療科における診療録のほか看護記録等を含んだ、患者ごとに編成された統合的な電子カルテに、担当業務に関する事項について記載する権限を有することは、チーム医療を提供する観点からも有益であり、妥当であると認められる。

(2) 本件対象情報の性格について

ア 本件対象情報の記載は、異議申立人に対する診療情報提供書の発行に関し、異議申立人の同意の有無について、名古屋市立大学病院と異議申立人との間で、紛争が生じたことに起因するものである。

イ まず、異議申立人の平成22年12月17日より前の電子カルテの記載を見ると、診療情報提供書に関して、〇〇科医師とのやりとりから始まり、医療ソーシャルワーカーが対応にあたった経緯が記載されている。

そのうち、医療ソーシャルワーカーによる記載内容は、異議申立人からの診療情報提供書に関する申立てやそれに対する病院側の説明である。これらは、他の医療機関の紹介及び他の医療機関との連絡調整に関する事項であり、診療情報提供書に関する相談支援として、医療ソーシャルワーカーの受診・受療援助に関する業務であると認められる。

ウ 次に、本件対象情報は、同日に、異議申立人と医事課職員とが面談した時の記録である。

エ これに関し、本件対象情報の直前の記録である同月 3日の医療ソーシャルワーカーによる電子カルテの記載事項の末尾には、「以後自分を含め医療社会事業室職員への今回の診療情報提供書に関する相談は受けられないと通告し、対応を終結とした。」と記載されている。また、本件対象情報のタイトルは、「苦情対応」とされているが、それより前の電子カルテの記載事項のタイトルは、「相談支援」、「電話相談」等と異なる名称が付されている。

オ また、本件対象情報を見ると、同日の医療ソーシャルワーカーに対する異議申立人の暴言の内容及び医療ソーシャルワーカーから暴言を吐かれたとの申立て、同日の医療ソーシャルワーカーが異議申立人に診療情報提供書に関する相談は受けられないと通告したことに関する異議申立

人の申立て並びに同年11月19日の医療ソーシャルワーカーの回答に対する異議申立人の発言についての医療ソーシャルワーカーの評価が記載されているが、これらは、診療情報提供書の内容とは直接関係のない、医療ソーシャルワーカーが以前行った相談支援から派生した、第二次的な事柄に関する情報である。このほか、医療ソーシャルワーカーが異議申立人に対応した時間及び〇〇が異議申立人を迎えに来たことに関する記載は、診療情報提供書とは関係のない情報である。

カ 以上のことから、本件対象情報は、診療情報提供書に関することが紛争の発端であるとしても、全体として見れば、診療情報提供書に係る相談支援に関するものではなく、異議申立人からの苦情に関する事項であると認められる。

(3) 本件対象情報を電子カルテにおいて保有する必要性について

ア 本件対象情報を、電子カルテに記載することが必要か否かを判断する。

イ 実施機関は、本件対象情報は、診療情報提供書に関する記載事項であり、条例第 6条第 1項に基づき、名古屋市長に届け出ている保有個人情報の記録項目のうち、「健康状態」に該当するとしている。

ウ 確かに、診療情報提供書は、患者の疾病に関する内容を含むものであり、それに関して、医療ソーシャルワーカーが医師等との連携のもとに行う相談支援の内容も、患者の「健康状態」に関する個人情報に含めて考えることが可能である。

エ しかし、本件対象情報には、診療情報提供書の内容についての記載はなく、また、医療ソーシャルワーカーが異議申立人との対応にあたったこと自体も、医療ソーシャルワーカーに対する異議申立人の苦情に関しての応対であり、相談支援とは性質が異なることから、本件対象情報が診療情報提供書に関する記載を一部含むことをもって、「健康状態」に該当するとは認められない。

なお、異議申立人の暴言についても、疾病の症状としての暴言とも認められないことから、「健康状態」に該当しないと認められる。

オ また、名古屋市立大学病院の電子カルテは、病院情報システム上、名古屋市立大学病院の医師及び看護師（以下「医師等」という。）が、全

患者について閲覧することができることとされていることから、異議申立人の診療等に関わっていない医師等についても、異議申立人からの苦情に関する事項を閲覧することが可能となっている。

カ これに関し、異議申立人からの苦情に関する事項を、名古屋市立大学病院の医師等が閲覧可能な状態に置く必要があるか否かについては、チーム医療を前提としても、診療情報提供書に関する紛争が〇〇科において発生し、その後、医療ソーシャルワーカーによる対応が継続していたが、紛争が病院全体に波及することなく、局所的な範囲にとどまっていたことから、本件対象情報を名古屋市立大学病院の医師等が共有し、病院全体として対処しなければならない必要性が大きいとも認められない。

キ したがって、本件対象情報を電子カルテに記載することは、診療録事務の目的を達成するために必要な範囲内における個人情報の保有ではないと認められる。

(4) 以上のことから、本件対象情報は、条例第 7条の規定に違反して保有されていると認められる。

5 上記のことから、「第 1 審議会の結論」のように判断する。

## 第 6 審議会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成23年 4月 5日	諮問書の受理
4月15日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
5月 6日	実施機関の弁明意見書を受理
5月 9日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
5月13日	異議申立人の反論意見書を受理
7月13日 (第 156回審議会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
8月10日 (第 157回審議会)	調査審議 異議申立人の意見を聴取

9月14日 (第 158回審議会)	調査審議
10月12日 (第 159回審議会)	調査審議
10月18日	答申